

指定予防居宅介護支援事業所

運 営 規 程

高齢者あんしんセンター神田

社会福祉法人 多 摩 同 胞 会

千代田区神田地域包括支援センター（高齢者あんしんセンター神田） 指定介護予防支援事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人多摩同胞会が千代田区から受託する千代田区神田地域包括支援センター（高齢者あんしんセンター神田）（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要支援状態にある高齢者等に対し、適切な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を継続できるように配慮する。

2 事業の実施に当たっては、要支援者である利用者に対し、個々の解決すべき課題、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、保健・医療・福祉にわたる指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス等が、多様なサービス提供主体により総合的かつ効率的に提供されるよう努める。

3 指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定介護予防サービスが特定の種類又は特定の指定介護予防サービス事業者若しくは地域密着型指定介護予防サービス事業者に不当に偏ることの無いよう、公正中立に行う。

4 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は利用者の家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明する。

5 事業の実施に当たっては、千代田区、他の地域包括支援事業所及び指定介護予防支援事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、障害福祉制度の指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

6 前6項のほか、介護保険法に基づく「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」及び「千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」（以下「基準」という。）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 千代田区神田地域包括支援センター（高齢者あんしんセンター神田）

(2) 所在地 千代田区神田淡路町2-8-1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所は、基準に示された所定の職員を満たした上で、次のように配置するものとする。

る。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業を一元的に管理する。

(2) 保健師その他指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)

1名以上

担当職員は、以下のいずれかの要件を満たす者とする。

① 保健師

② 介護支援専門員

③ 社会福祉士

④ 経験のある看護師

⑤ 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事

担当職員は、介護予防支援における業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。(年始：1月1日～1月3日を除く。)とする。

(2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第6条 事業所は、利用者の日常生活機能の改善を実現するために、利用者及びその家族の主体的な参加並びに利用者自らの目標に向けての意欲の向上を促すために、指定介護予防サービスの提供方法等について、説明し理解を求める。

2 介護予防支援の提供方法及び内容の詳細は、重要事項説明書をもって利用者に説明し、署名捺印を求める。

(事業の委託)

第7条 事業所は、介護予防支援業務の一部を委託することができる。

2 事業所は、一部の業務を委託する場合、アセスメント業務や介護予防サービス計画書の作成業務等が一体的に行われるように配慮しなければならない。

3 事業所は、法定代理受領サービスに係る報告を毎月給付管理票の提出で行わなければならない。

4 事業所は、委託を受けた指定居宅介護支援事業者が行った介護予防サービス計画原案が適切に作成されているか、内容が妥当か等について、委託関連書類一覧【別紙1】に基づき確認を行わなければならない。また、当該計画の評価を行い、内容について今後の方針等の必要な援助、指導を行う。

5 介護予防サービス計画等の書類の交付を利用者から求められた場合、事業所が発行しなければならない。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント費【別紙2】に基づく額とする。た

だし、当該指定介護予防支援が法定代理受領であるときは、利用者から利用料は徴収しない。

2 利用者の希望に応じて「指定介護予防サービス計画」及びその実施状況に関する書類等を交付する場合は、複写に要する費用の実費を徴収する。

3 前項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(事業の実施地域)

第9条 事業の実施地域は、千代田区が決める千代田区神田神保町、西神田、神田三崎町、一ツ橋二丁目、神田猿楽町、神田駿河台、神田錦町、神田小川町、神田美土代町、内神田、神田司町、神田多町、神田鍛冶町、神田淡路町、神田須田町、外神田、岩本町、神田岩本町、鍛冶町、神田西福田町、神田美倉町、神田北乗物町、神田紺屋町、神田富山町、神田東松下町、神田東紺屋町、東神田、神田佐久間町、神田平河町、神田佐久間河岸、神田和泉町、神田松永町、神田花岡町、神田練堀町、神田相生町とする。

(事故発生時の対応)

第10条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに管理者に報告し、千代田区、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、再発防止に努め、その報告を記録するものとする。

(感染症及び食中毒対策)

第11条 事業所は、感染症及び食中毒の発生を予防し、まん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討するために、感染症対策委員会を設置し、概ね6か月に1回開催する。

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、感染症対策委員会において随時見直す。

(3) 事業所の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(4) その他関係通知を遵守、徹底する。

(災害、非常時への対応)

第12条 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2 事業所は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練等を原則として月1回は実施する。そのうち年1回以上は自然災害訓練、夜間訓練又は夜間を想定した訓練とする。なお、自然災害訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

3 事業所の火災通報装置は、自動的に消防署に通報される装置となっていることを徹底する。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう業務継続計画を策定し、職員に対して必要な研修を定期的実施するとともに、

必要な訓練を年2回以上定期的に実施する。

- 2 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(人権擁護・虐待防止)

第14条 事業所は利用者の権利擁護及び虐待防止のため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための指針を策定したうえで、権利擁護虐待防止検討会議を概ね月1回開催し、協議された結果をもって会議委員が全体へ周知する。

(2) 人権の擁護、虐待防止のための研修を新規採用時及び年2回以上計画し、計画に沿って実施する。

- 2 事業所は、サービス提供中に、事業所の職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを千代田区に通報し、千代田区が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(身体的拘束等)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体的拘束等の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その容態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催し、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を新規採用時及び年2回以上計画し、計画に沿って実施する。

(衛生管理)

第16条 事業所は、担当職員に対し、次の各号に掲げる対策を講ずるなどして衛生管理の徹底に努めなければならない。

(1) 支援活動を行う際には感染対策に係る感染対策備品を携帯させるなど基本予防処置を満たすこと。

(2) 感染性疾患の発生又は発生時の感染拡大防止及び感染性疾患等に関する知識を習得させるため、感染対策に関する委員会を開催し、感染対策指針を策定するとともに、必要な研修や訓練に参加させること。

(3) 年1回以上の健康診断を受診させること。

(秘密の保持)

第17条 事業所及び職員は、業務上知り得た契約者、利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理

由がある場合、正当な権限を有する機関の命令による場合又は別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持しなければならない。

（苦情対応）

第18条 事業所は、利用者及びその家族等からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置、苦情受付担当者の配置、事業関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族等に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じる。

- 2 苦情受付窓口は、事業所の意見・要望・苦情解決システム【別紙3】に定める。

（損害賠償）

第19条 事業所の過失により、利用者に損害すべき事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録するとともに、損害賠償を行う。

（介護サービス情報の公表）

第20条 事業所は、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を施設の入口付近に掲示又はファイル等で閲覧できるようにするとともに、法人、事業所等のホームページに掲載する。

（その他運営についての留意事項）

第21条 事業所は、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、適切な業務運営が確保できるよう業務体制を整備するものとする。

- 2 前項に規定する研修の実施に当たっては、千代田区及び他の指定介護予防支援事業者との連携を図るものとする。
- 3 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は千代田区、社会福祉法人多摩同胞会及び事業所の管理者との協議に基づき定める。

（改正）

第22条 この規程を改正又は廃止をするときは、社会福祉法人多摩同胞会理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、2025（令和7）年4月1日から施行する。

運営規程【別紙 1】委託関連書類一覧

2024 年度版

委託契約書類一覧

書類名	詳 細	備 考
介護予防支援業務の流れ等について	委託事業所に対し、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の内容、提出書類等の確認事項として、委託契約時申合せる。	
指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント委託契約書	委託内容等の確認	
代理受領委任状	居宅介護支援サービス費の介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント計画の委託費に関する権限に対する委任	

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント費

1. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント費については、利用者負担は生じません。

2. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント基本サービスおよび加算サービス

※地域区分単価: 1級地(1単位=11.40)

(1)基本サービス

介護予防支援費

介護予防ケアマネジメント費

(2)加算サービス

初回加算

委託連携加算

3. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント費

【表】介護予防支援・介護予防ケアマネジメント費および加算サービス一覧

	詳 細	単位数
【基本サービス】 介護予防支援費	要支援 1、2	442単位
	※1ヶ月につき算定 ※令和3年9月30日までの間は、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。	
【基本サービス】 介護予防ケアマネジメント費	要支援 1、2 の原則型サービス	442単位
	要支援 1、2 の簡略型サービス	332単位
	チェックリストにより判断された事業対象者	442単位
	※1ヶ月につき算定 ※令和3年9月30日までの間は、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。	
【加算サービス】		
初回加算	(1)新規に介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント計画を作成する場合 (2)要介護者が要支援認定を受けた場合に介護予防サービス計画を作成する場合 (3)要介護者が要支援認定を受け、あるいは事業対象者として介護予防ケアマネジメント計画を作成する場合 (4)2ヶ月間サービス利用がなく、サービスが再開されるにあたり介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント計画を新たに作成する場合 ※初回計画作成時、1ヶ月につき1回のみの算定	300単位
委託連携加算	指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、介護予防サービス計画書の作成等に協力した場合 ※当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として算定	300単位

※介護保険給付は、端数処理のために若干の誤差が生じます。

※この別紙は、重要事項説明時においても、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント費説明用として説明します。

なお、介護保険法による改正時は差替えを行います。

※委託先の居宅介護支援事業所も、同様の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント費となります。